

学校法人関西大学学費規程（抜粋）

制定 昭和 47 年 3 月 24 日

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、学校法人関西大学（以下「法人」という。）が設置する各学校の学費（幼稚園においては保育費）及びその他の納付金について必要な事項を定めるものとする。

（学費及び保育費）

第 2 条 大学における学費とは、入学金、授業料、休学在籍料、認定留学在籍料、研修料、聴講料、科目等履修料、外国人研究生研究料及び研修員研究料をいう。

2 高等学校、中学校及び小学校における学費とは、入学金、授業料及び施設費をいう。

3 幼稚園における保育費とは、入園料及び保育料をいう。

（その他の納付金）

第 3 条 大学におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。

2 高等学校、中学校及び小学校におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。

3 幼稚園におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。

（学費等の返還）

第 4 条 既に納入した学費及び手数料は、返還しない。

2 入学許可を得た者で、入学日の前日（4月入学のときは3月31日、9月入学のときは9月20日）までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。

第 2 章 大 学

(学費等の金額)

- 第 5 条 学費の金額は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 に定め、別表第 1 の 1、別表第 2 の 1 及び別表第 3 の 1 に定める学費は 1 学期を単位とする。
- 2 編・転入学生の学費は、別表第 1 に基づき、編・転入学する年度の編・転入学する相当年次の学費を適用し、編・転入学後、4 年次を超えて在籍する者は、4 年次の学費を適用する。ただし、入学金については、編・転入学する年度の入学金を適用し、関西大学（以下「本学」という。）在学生の転入学に係る入学金は、徴収しない。
- 3 手数料の金額は、別表第 6 に定める。

(納入期日)

- 第 6 条 別表第 1 の 1、2 又は 3、別表第 2 の 1、2 又は 3 及び別表第 3 の 1 又は 2 に定める学費は、該当学期の学費を次の期日までに納入しなければならない。ただし、別表第 1 の 1、別表第 2 の 1 及び別表第 3 の 1 に定める学費は、春学期分納入時に学費年額を一括して納入することができる。

春学期分 5 月 31 日

秋学期分 10 月 31 日

- 2 新入学生（編・転入学生を含む。）の入学時における学費は、別に定める期日までに納入しなければならない。
- 3 手数料は、その都度納入しなければならない。

(延 納)

- 第 7 条 前条第 1 項の期日までに学費の納入ができない者は、所定の期日までに延納の手続をしなければならない。ただし、別表第 1 の 2 又は 3、別表第 2 の 2 又は 3 及び別表第 3 の 2 に定める学費を納入する者は、延納することができない。

- 2 延納の手続を行った者は、次の期日までに納入しなければならない。

春学期分 6 月 30 日

秋学期分 11 月 30 日

(分 納)

- 第 8 条 第 6 条第 1 項による学費の納入ができない者は、所定の期日までに分納の手続をしなければならない。ただし、第 15 条に規定する修業年限を超え

た者並びに別表第 1 の 2 又は 3、別表第 2 の 2 又は 3 及び別表第 3 の 2 に定める学費を納入する者は、分納することができない。

- 2 分納の金額は、別に定める。
- 3 分納の手続を行った者は、次の期日までに納入しなければならない。

春学期分	第 1 回	第 2 回
	5 月 31 日	6 月 30 日
秋学期分	第 1 回	第 2 回
	10 月 31 日	11 月 30 日

- 4 分納の手続を行った者が、前項に規定する期日までに納入しないときは、その翌日をもって分納の手続を取り消す。

(学費を滞納した者)

第 9 条 所定の期日までに別表第 1 の 1、2 又は 3、別表第 2 の 1、2 又は 3 及び別表第 3 の 1 又は 2 に定める学費を納入しなかった者は、指定された納入期日までに、滞納学費を納入しなければならない。

- 2 前項の指定された納入期日とは、次のとおりとする。

春学期分 7 月 30 日

秋学期分 翌年 1 月 30 日

- 3 前項に規定する納入期日までに滞納学費を納入しなかった者は、関西大学学則第 46 条、関西大学大学院学則第 65 条若しくは関西大学大学院法務研究科(法科大学院)学則第 34 条若しくは関西大学大学院会計研究科(専門職大学院)学則第 34 条若しくは関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻(専門職大学院)学則第 33 条又は関西大学留学生別科規程第 24 条の規定により除籍となる。

(復籍者の学費等)

第 10 条 復籍を許可された者は、許可された日から春学期の場合は 3 月 31 日、秋学期の場合は 9 月 20 日までに別表第 6 の 2 に定める復籍料を納入しなければならない。

- 2 復籍を許可された者は、復籍する学期の所定の学費を納入しなければならない。

(復学者の学費)

第 11 条 復学を許可された者は、復学する学期の所定の学費を納入しなければならない。

(再入学者の学費等)

第 12 条 再入学を許可された者は、許可された日から春学期の場合は 3 月 31 日、秋学期の場合は 9 月 20 日までに別表第 6 の 2 に定める再入学金を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者は、再入学する学期の所定の学費を納入しなければならない。

(休学者の学費)

第 13 条 次の期日までに休学願を提出し、休学を許可された者は、別表第 1 の 2、別表第 2 の 2 又は別表第 3 の 2 に定める学費を納入しなければならない。

春学期 5 月 31 日

秋学期 10 月 31 日

2 前項に規定する期日を過ぎて休学願を提出し、休学を許可された者は、別表第 1 の 1、別表第 2 の 1 又は別表第 3 の 1 に定める当該学期の学費を納入しなければならない。

(認定留学生の学費)

第 13 条の 2 関西大学学部学生留学規程第 8 条及び関西大学大学院学生留学規程第 8 条に規定する学期に派遣する認定留学生の学費は、授業料、教育充実費及び実験実習料を全額減免する。ただし、学期ごとに別表第 1 の 3 又は別表第 2 の 3 に定める認定留学在籍料を納入しなければならない。

第 14 条 削 除

(修業年限を超えた者の学費)

第 15 条 大学院において、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため在学するときの 1 学期の学費は、前期課程においては、修業年限の最終学期に適用していた学費(ただし、修業年限が 1 年又は 3 年である者については、修業年限が 2 年である者に適用していた学費)の半額とし、後期課程においては、修業年限の最終学期に適用していた学費の 4 分の 1 の額とする。

2 前項に該当する者が、当該期間に交換派遣留学するときの 1 学期の学費は、同項の規定にかかわらず、修業年限の最終学期に適用していた学費の額とする。

第 15 条の 2 削 除

(在学期間を短縮して卒業又は修了する者の学費)

第 15 条の 3 関西大学学則第 26 条の 2 又は関西大学大学院学則第 24 条若しくは第 25 条に基づき、在学期間を短縮して卒業又は修了する場合、卒業又は修了してから修業年限までの短縮した期間の学費は徴収しない。

(委託生)

第 16 条 委託生の資格検定料は、入学検定料の金額と同額とし、学費は、授業料とする。

2 授業料の金額は、次条に規定する聴講料相当額とする。ただし、実験実習を伴う科目を履修するときの授業料は、その都度定める。

3 授業料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

(聴講生)

第 17 条 聴講生の選考料の金額は別表第 6 の 1 に、聴講料の金額は別表第 1 の 4 及び別表第 2 の 4 に定める。

2 春学期及び秋学期を通して開講する科目(以下「通年科目」という。)の聴講料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの聴講料も同様とする。

3 聴講料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

(科目等履修生)

第 17 条の 2 科目等履修生の選考料の金額は別表第 6 の 1 に、登録料の金額は別表第 6 の 2 に、科目等履修料の金額は別表第 1 の 5 及び別表第 2 の 5 に定める。

2 通年科目の科目等履修料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの科目等履修料も同様とする。

3 科目等履修料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

4 1 学年度に 2 種類以上の登録をした場合は、重複する登録料を免除する。

(私学研修員)

第 17 条の 3 私学研修員研究料の金額は、別表第 1 の 6 に定める。

(大学院の研修生、委託学生及び交流研究生)

第 18 条 大学院における研修生、委託学生及び交流研究生の選考料の金額は、別表第 6 の 1 に、研修生の研修料並びに委託学生及び交流研究生の聴講料の金

額は、別表第2の4に定める。

- 2 前項に規定する者が実験実習を伴う科目を履修又は聴講するときは、別表第2の4に定める所定の金額を納入しなければならない。
- 3 研修料及び聴講料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
- 4 研修生は、連続する2学期について、学期を改め継続手続を行う場合（春学期から秋学期に移るときの秋学期又は秋学期から春学期に移るときの春学期）に限り選考料を免除する。

（外国人留学生）

第19条 外国人留学生の学費は、第5条の規定を適用する。

（外国人研究生）

第19条の2 外国人研究生の選考料の金額は、別表第6の1に、外国人研究生研究料の金額は、別表第2の4に定める。

- 2 通年科目の外国人研究生研究料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの外国人研究生研究料も同様とする。
- 3 第1項に規定する者が実験実習を伴う科目を受講するときは、別表第2の4に定める所定の金額を納入しなければならない。
- 4 外国人研究生研究料は、別に定める期日までに納入しなければならない。
- 5 関西大学大学院外国人研究生規程第7条に該当する者は、選考料を免除する。

第3章 高等学校、中学校及び小学校

（学費等の金額）

第20条 学費の金額は、別表第4に定める。

- 2 転入学生の学費は、別表第4に基づき、転入学する年度の転入学する相当学年の学費を適用する。ただし、入学金については、転入学する年度の入学金を適用する。
- 3 高等部においては、別表第4に定める学費のうち、在学中に留学する場合、留学期間中の授業料及び施設費は半額に減免する。
- 4 手数料の金額は、別表第7に定める。

（納入期日）

第21条 学費は、関西大学第一高等学校、関西大学北陽高等学校、関西大学第一中学校及び関西大学北陽中学校については毎年5回に分け、4月、6月、9

月、11月及び翌年1月の各月末日までに、関西大学高等部、関西大学中等部及び関西大学初等部については毎年4回に分け、4月、7月、10月及び翌年1月の各月末日までに納入しなければならない。

2 新入学生（転入学生を含む。）の入学金は、別に定める期日までに納入しなければならない。

3 手数料は、その都度納入しなければならない。

（督促）

第22条 学費の納入を怠った者に対しては、保護者又は保証人に督促するものとする。

2 前項の督促後2週間以内に納入しないときは、除籍することがある。

（休学中の学費）

第23条 休学中の学費は、徴収しない。

（復学及び再入学者の学費）

第24条 復学及び再入学する者の学費は、復学及び再入学をした年度の学費とする。

2 再入学を許可された者は、許可された日から再入学する学期の前学期の末日までに別表第7の3に定める再入学金を納入しなければならない。

3 再入学を許可された者は、別表第4に定める学費のうち、再入学する学期の開始月以降の学費を納入しなければならない。

第4章 幼稚園

（保育費等の金額）

第25条 保育費の金額は、別表第5に定める。

2 手数料の金額は、別表第8に定める。

（納入期日）

第26条 保育費は、毎年12回に分け、4月から翌年3月までの各月末日までに納入しなければならない。ただし、4月分及び3月分の納入期日については、別に定める。

2 新入園児の入園料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

3 手数料は、その都度納入しなければならない。

第 5 章 補 則

(学費の取扱特例)

第 27 条 法人の設置する大学の学部を卒業して他学部又は同学部他学科へ編入学する者は、入学金を半額とする。

2 法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院学則第 46 条第 1 項第 11 号に規定する者が、大学院（法務研究科及び会計研究科を除く。）へ進学する場合は、入学金を徴収しない。

3 法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第 26 条第 11 号に規定する者が、法務研究科へ進学する場合は、入学金を半額とする。

4 法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院会計研究科（専門職大学院）学則第 26 条第 11 号に規定する者が、会計研究科へ進学する場合は、入学金を半額とする。

5 法人の設置する大学の留学生別科を修了した者が学部若しくは大学院へ進学する場合又は留学生別科に在学する学生が修了を待たずに引き続き学部若しくは大学院へ進学する場合は、入学金を半額とする。

6 法人の設置する幼稚園の教育課程を修了した者が、関西大学初等部へ進学する場合は、入学金を 200,000 円とする。

第 27 条の 2 システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの 1 学期の学費は、別表第 1 の 1 に定める。

2 法務研究科において、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、別表第 2 の 1 に定める。

3 会計研究科において、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、別表第 2 の 1 に定める。

4 心理学研究科心理臨床学専攻（専門職大学院）において、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が 4 単位以内であるときの 1 学期の学費は、別表第 2 の 1 に定める。

(再入学金の取扱特例)

第 28 条 本学の大学院において、所定の期間在学して所定の単位を修得した者

が退学し、学位論文提出のため再入学するときは、再入学金を免除する。

(別に定める手数料等)

第 29 条 この規程に定める以外の手数料等については、別に定める。

第 30 条 削 除

(高等学校における授業料及び施設費の減免措置)

第 31 条 高等学校において、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に基づき、授業料及び施設費を減免する場合の取扱いについては、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 削 除
- 3 この規程施行の日をもって、学費納入規程はこれを廃止する。

(省略)

附 則

この規程(改正)は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 大学(学部)学費

1 入学金・授業料 (第5条、第6条、第9条、第13条、第27条の2関係)

2025年度

2025年度入学生 大学(学部)学費		単位 円							
学部別 種別	年次 春学期入学 秋学期入学	1年次		2年次		3年次		4年次	
		2025年度		2026年度		2027年度		2028年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		2025年度 入学初学期	2026年度 春学期 秋学期		2027年度 春学期 秋学期		2028年度 春学期 秋学期		2029年度 以降 1学期につき
法・文 (総合人文学科初等 教育学専修及び心理 学専修以外) ・ 経済 ・ 商 ・ 社会学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	495,000	495,000	560,000	560,000	560,000	560,000	560,000	560,000
文学部 (総合人文学科初等 教育学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	495,000	495,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
文学部 (総合人文学科心理 学専修のみ)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	495,000	495,000	560,000	560,000	565,000	565,000	565,000	565,000
政策創造 学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	505,000	505,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000	570,000
外国語学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	658,000	658,000	723,500	723,500	723,500	723,500	723,500	723,500
人間健康 学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	515,000	515,000	580,000	580,000	580,000	580,000	580,000	580,000
総合情報 ・ 社会安全 ・ ビジネスデータ サイエンス学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	681,000	681,000	746,000	746,000	746,000	746,000	746,000	746,000
システム理工 ・ 環境都市工 ・ 化学生命工 学部	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	776,500	776,500	842,000	842,000	842,000	842,000	842,000	842,000

備考 システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの1学期の学費は、792,000円とする。

「2024年度」～「2015年度」 <省略>

2 休学在籍料 (第5条～第9条、第13条関係)

大学(学部)学費	単位 円
1学期につき	60,000

3 認定留学生在籍料 (第5条～第9条、第13条の2関係)

大学(学部) 学費	単位 円
1 学期につき	100,000

備考 入学初学期は適用しない。

4 聴講料～6 研修員研究料 (省略)

別表第2 大学(大学院) 学費

1 入学金・授業料

(第5条、第6条、第9条、第13条、第27条、第27条の2関係)

2025年度

2025年度入学生 大学(大学院) 学費		単位 円			
研究科別 種別	春学期入学	2025年度		2026年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2025年度	2026年度		2027年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
法務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—
	授業料	605,000	605,000	680,000	680,000

2025年度入学生 大学(大学院) 学費(長期履修学生制度)		単位 円					
研究科別 種別	春学期入学	2025年度		2026年度		2027年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2025年度	2026年度		2027年度		2028年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
法務 研究科 (法科大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—
	授業料	430,000	430,000	467,500	467,500	467,500	467,500

備考 修業年限を超えて在学する場合の1学期の学費は、680,000円とする。

2025年度入学生 大学(大学院) 学費		単位 円			
研究科別 種別	春学期入学	2025年度		2026年度以降	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2025年度	2026年度		2027年度以降
		入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき
会計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—
	授業料	660,000	660,000	675,000	675,000

備考 修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、375,000円とする。

2025年度入学生 大学(大学院) 学費(長期履修学生制度3年コース)		単位 円					
研究科別 種別	春学期入学	2025年度		2026年度		2027年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2025年度	2026年度		2027年度		2028年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—
	授業料	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000

備考 修業年限を超えて在学する場合の1学期の学費は、675,000円とする。ただし、修了に要する未修得単位が4単位以内であるときの1学期の学費は、375,000円とする。

2025年度入学生 大学(大学院) 学費(長期履修学生制度4年コース)		単位 円							
研究科別 種別	春学期入学	2025年度		2026年度		2027年度		2028年度	
		入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
	秋学期入学	2025年度	2026年度		2027年度		2028年度		2029年度
		入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期
会計 研究科 (専門職大学院)	入学金	260,000	—	—	—	—	—	—	—
	授業料	372,000	372,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000	371,000

2025年度入学生 大学(大学院)学費								単位 円				
研究科別	種 別	区分		前期課程				後期課程				
		春学期入学		2025年度		2026年度以降		2025年度		2026年度以降		
				入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	
		秋学期入学		2025年度		2026年度		2027年度以降	2025年度		2026年度	
				入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1学期につき	
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 東アジア文化・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	130,000	—	—	—		
	授業料	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500	364,500		
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	130,000	—	—	—		
	授業料	404,500	404,500	404,500	404,500	404,500	364,500	364,500	364,500	364,500		
心理学 研究科 (心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	130,000	—	—	—		
	授業料	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500	374,500		
心理学 研究科 (心理臨床学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—	—	—	—		
	授業料	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	—	—	—	—		
人間健康 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	130,000	—	—	—		
	授業料	384,500	384,500	384,500	384,500	384,500	364,500	364,500	364,500	364,500		
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	130,000	—	—	—		
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500		
社会安全 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	130,000	—	—	—		
	授業料	489,500	489,500	489,500	489,500	489,500	409,500	409,500	409,500	409,500		
理工学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	130,000	—	—	—		
	授業料	569,500	569,500	569,500	569,500	569,500	409,500	409,500	409,500	409,500		

2025年度入学生 大学(大学院)学費 (1年コース)					単位 円		
研究科別	種 別	区分		前期課程			
		春学期入学		2025年度		2026年度以降	
				入学初学期	秋学期	1学期につき	
		秋学期入学		2025年度		2026年度以降	
				入学初学期	春学期	秋学期	
文 学・	入学金	130,000	—	—	—	—	

ガバナンス 研究科	授業料	480,500	480,500	480,500
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—
	授業料	534,500	534,500	534,500

2025年度入学生 大学(大学院)学費 (3年コース)							単位 円	
研究科別	種 別	区分	前期課程					
			2025年度		2026年度		2027年度以降	
		春学期入学	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
			秋学期入学	2025年度	2026年度		2027年度	
		入学初学期		春学期	秋学期	春学期	秋学期	1学期につき
法 学・ 文 学・ 経 済 学・ 商 学・ 東アジア文化・ ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	268,000	268,000	268,000	268,000	267,500	267,500	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	296,500	296,500	296,000	296,000	296,000	296,000	
心理学 研究科 (心理学専攻)	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	278,000	278,000	278,000	278,000	277,500	277,500	
人 間 健 康 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	284,500	
総 合 情 報 学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	—	—	
	授業料	371,500	371,500	371,000	371,000	371,000	371,000	

「2024年度」～「2013年度」 <省略>

2 休学在籍料 (第5条～第9条、第13条関係)

大学(大学院) 学費	単位	円
1 学期につき	60,000	

3 認定留学生在籍料 (第5条～第9条、第13条の2関係)

大学(大学院) 学費	単位	円
1 学期につき	100,000	

備考 入学初学期は適用しない。

4 研修料・聴講料・外国人研究生研究料 (第5条、第17条、第18条、第19条の2)

大学(大学院) 学費		単位	円
研究科別	種別	金額	
法学・文学・経済学・商学・社会学・総合情報学・理工学・外国語教育学・心理学・社会安全・東アジア文化・ガバナンス・人間健康研究科・会計研究科(専門職大学院)	研修料	後期課程の修業年限の最終学期に適用していた学費の金額の4分の1相当額(千円未満切捨)	
	聴講料	1 期 1 科目につき	32,000
	外国人研究生研究料	1 期 1 科目につき	聴講料の額

備考

- 1 期 1 科目とは、春学期又は秋学期に開講する科目をいう。
- 会計研究科(専門職大学院)は、聴講料のみ適用する。
- 以下の研究科の研修生、委託学生、交流研究生及び外国人研究生が実験実習を伴う科目を履修又は聴講するときは、次の学費を合わせて納入しなければならない。
 心理学研究科(心理学専攻)：1 期につき 10,000 円
 心理学研究科(心理臨床学専攻)：1 期につき 35,000 円
 総合情報学研究科・理工学研究科：1 期につき 45,000 円

5 科目等履修料 (第5条、第17条の2関係)

大学(大学院) 学費		単位	円
研究科別	金額		
法学・文学・経済学・商学・社会学・心理学・東アジア文化研究科	1 期 1 科目につき	32,000	
外国語教育学研究科	1 期 1 科目につき	40,000	
ガバナンス研究科	1 期 1 科目につき	36,000	
人間健康研究科	1 期 1 科目につき	37,000	
総合情報学・社会安全研究科	1 期 1 科目につき	39,000	
理工学研究科	1 期 1 科目につき	44,000	
法務研究科(法科大学院)	1 期 1 科目につき	54,000	
会計研究科(専門職大学院)	1 期 1 科目につき	59,000	

備考

- 1 期 1 科目とは、春学期又は秋学期に開講する科目をいう。
- コースとして設定した科目等履修料は、開設する科目の科目等履修料総額の80%とする。
- 実験、実習及び製図を伴う科目等履修料は、別に定める。

別表第3～別表第5 (省略)

別表第6 大学手数料

1 入学検定料・選考料・各種証明書等 (第5条、第17条、第17条の2、第18条、第19条の2関係)

大学手数料					単位 円		
種別			金額	種別	金額		
					在学生・ 在籍者	左記以外	
入 学 検定料	学部	一般入学試験・ 多様な入学試験	同一試験併願方式	50,000	卒業(修了)証明書 成績証明書 単位修得証明書 各種資格取得見込証明書 各種試験受験資格証明書 司書資格証明書 学芸員資格証明書 成績優秀者証明書(法科大学院)	200	500
			上記以外	35,000			
		大学入学 共通テスト 利用入学試験	共通テスト利用方式	18,000			
			共通テスト併用方式	35,000			
	大学院	法科大学院入学試験		10,000			
		上記以外		35,000			
	留学生別科			20,000			
選考料	(外国人研究生)			14,000	在学証明書 卒業見込証明書 健康診断証明書	200	—
	(科目等履修生及び聴講生)			5,000			
	(上記以外)			7,000			
学位論文審査手数料			120,000	在籍証明書	—	500	
教員免許申請			500	学位取得証明書	—	500	
司書教諭免許申請			500	その他の証明書	200	500	
調査書			300				
学生証・在籍確認票再交付 (学生証)			900 (700)				
(在籍確認票)			(200)				
診断書	(学内提出用)			200			
	(学外提出用)			500			

備考

- 1 推薦入学試験の入学検定料は、第1次選考が書類審査のみの場合、第2次選考時に35,000円を徴収する。
- 2 A0(アドミッション・オフィス)方式による入学試験の入学検定料は、第1次選考時に15,000円、第2次選考時に20,000円を徴収する。
- 3 スポーツ・フロンティア入学試験の入学検定料は、第1次選考時に15,000円、第2次選考時に20,000円を徴収する。
- 4 選考料において、外国人留学生入試と外国人研究生の選考を同一試験により併願する場合は、外国人研究生選考料を免除する。
- 5 法務研究科(法科大学院)及び心理学研究科(心理臨床学専攻)入学試験の入学検定料は、2段階で選抜する場合には、第1次審査時に15,000円、第2次審査時に20,000円を徴収する。
- 6 「共通テスト併用方式」において学部間又は学科間を同一日に併願する場合の入学検定料、及び「共通テスト併用方式」と同一日に実施される一般入学試験を併願する場合の入学検定料は、1受験目を35,000円とし、2受験目より15,000円とする。
- 7 一般入学試験の同一日に、英語外部試験を利用した入学試験によって併願する場合の入学検定料は、1受験目を35,000円とし、2受験目より15,000円とする。ただし、「同一試験併願方式」による2受験併願の同一日に、英語外部試験を利用した入学試験によって併願する場合の入学検定料は、3受験目より15,000円とする。
- 8 法務研究科(法科大学院)の入学試験を同一年度に複数回受験する場合は、別に定める所定の要件により、2回目以降の入学検定料を免除する。

2 再入学金・復籍料・登録料 (第5条、第10条、第12条、第17条の2関係)

大学手数料		単位 円
種別	区分	金額
再入学金	学部入学生及び大学院入学生	130,000
復籍料	学部入学生及び大学院入学生並びに留学生別科入学生	65,000
登録料	——	科目等履修生が履修する学期又は年度の学部入学金の25分の1相当額

別表第7～別表第8 (省略)